

平成29年第3回定例会

建設水道常任委員会
会 議 録

期日：平成29年9月7日（木）

場所：大曲庁舎 第3委員会室

平成29年第3回大仙市議会定例会 建設水道常任委員会 会議録

日 時：平成29年9月7日（木曜日） 午前10時40分～午後1時31分

会 場：大曲庁舎 第3委員会室

出席委員（6人）

委員長	6番	佐藤育男	副委員長	18番	小松栄治
委員	1番	佐藤芳雄	委員	3番	三浦常男
委員	22番	高橋敏英	委員	25番	本間輝男

欠席委員（1人）

委員 16番 富岡喜芳

遅刻委員（0人）

早退委員（0人）

説明のため出席した者

建設部長	古屋利彦	道路河川課長	今和則
道路河川課参事	土井保男	用地対策課長	伊藤滋泰
都市管理課長	中村強	建築住宅課長	讃岐敬司
上下水道部長・水道局長	高階仁	上下水道部下水道課長	五十嵐直樹
水道局上水道課長	佐々木廣美	水道局上水道課参事	田端睦子
神岡支所農林建設課長	岩根浩幸	西仙北支所農林建設課長	田村一彦
中仙支所農林建設課長	斎藤秋彦	南外支所農林建設課長	渡部幸誠
仙北支所農林建設課長	進藤一好	太田支所農林建設課長	野中正幸

議会事務局職員出席

主幹 富樫康隆

審査議案等

- | | | |
|------|----------------------------|---|
| 第 1 | 報告第 8 号 | 専決処分報告について（平成 29 年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入額の変更について） |
| 第 2 | 報告第 9 号 | 専決処分報告について（平成 29 年度大仙市一般会計補正予算（第 4 号）） |
| 第 3 | 報告第 10 号 | 専決処分報告について（平成 29 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）） |
| 第 4 | 報告第 11 号 | 専決処分報告について（平成 29 年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）） |
| 第 5 | 報告第 12 号 | 専決処分報告について（平成 29 年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）） |
| 第 6 | 議案第 116 号 | 大仙市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 第 7 | 議案第 118 号 | 平成 29 年度大仙市一般会計補正予算（第 5 号） |
| 第 8 | 議案第 120 号 | 平成 29 年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第 2 号） |
| 第 9 | 議案第 122 号 | 平成 28 年度大仙市上水道事業会計決算の認定について |
| 第 10 | 議案第 123 号 | 平成 29 年度大仙市一般会計補正予算（第 6 号） |
| 第 11 | 議案第 124 号 | 平成 29 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 第 12 | 議案第 125 号 | 平成 29 年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第 3 号） |
| 第 13 | 請願第 13 号 | 西仙北地域一ト鶴地区の緊急避難路に関する請願 |
| 第 14 | 陳情第 62 号 | 大曲西中学校の西根・仁応治地区の通学路道路整備に関する陳情書 |
| 第 15 | 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について | |

午前 10 時 40 分 開 会

○委員長（佐藤育男） はい、おはようございます。

本日は本会議休会中のところをご出席をいただきまして、ありがとうございます。

時間が押していますので、早速始めさせていただきます。

ただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。

欠席の届け出が、16 番・富岡喜芳委員より届け出が提出されております。

それでは当委員会に付託された事件について、別紙日程表のとおり審査いたしま

すが、説明は簡潔にお願いいたします。

なお、正確な会議録の作成のため、発言をする際は、委員長の許可を得た後で、マイクのスイッチを入れてからお願いをいたします。

○委員長（佐藤育男） 審査に入る前に、当局からあいさつがありましたら、お願いをいたします。

はじめに古屋建設部長。はい、古屋部長。

○建設部長（古屋利彦） 建設水道常任委員の皆さまには、請願、陳情及び災害に係る現地調査でお疲れのところ、引き続き常任委員会を開催いただきまして誠にありがとうございます。

はじめに、大雨災害の建設部に係わる対応及び復旧の状況並びに今後のスケジュールをご報告いたします。

道路では土砂除去、路面整正、軽微な路肩や法面整形、河川では河道及び水路の確保等の二次災害防止、また、公園では土砂堆積や漂着ゴミ及び流木の除去、そして復旧支援のための住宅リフォーム支援経費などのいわゆる緊急対応に係わる市単独事業につきましては、市政報告でもありましたように8月10日付けでの専決処分により進めさせていただいているところでございます。

また、本会議第3日目に追加提案いたしました主に災害復旧事業費（補助分）につきましては、10月に予定されております国交省及び財務省の災害査定終了後、準備が整い次第の発注予定となっております。

その他、今回の被害によりまして、住宅の全壊及び土砂崩れのため、居住が困難となりました協和地域の3世帯が協和地域の市営住宅へ一時入居している状況でございます。

本会議での一般質問への答弁でもございましたけれども、今後の突発的な豪雨対策につきましては、被災後の復旧はもちろんですが、災害の未然防止や被災規模を最小限に抑えるべく、道路、河川及び公園等への水害対策設備の整備や維持管理の徹底のほか、河川を管理しております国及び秋田県に対し、身近な担当部署としてより一層の整備推進を働きかけていきたいと思っております。

さて、本日、ご審議をお願いいたします案件は、ただいまご説明いたしました災害に関する専決処分補正予算（第4号）の報告のほか、市営住宅条例の改正案、道路台帳に管理に関する補正予算（第5号）及び追加提案いたしました補正予算（第6号）についてでございます。

詳しい内容につきましては、各担当課長がご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。以上です。

○委員長（佐藤育男） どうもありがとうございました。

次に高階上下水道部長。はい、高階部長。

○上下水道部長・水道局長（高階 仁） 現地調査後の大変お疲れのところ、ご審議賜りまして、誠にありがとうございました。

はじめに、上下水道部、水道局に係る諸般の事項について、ご報告申し上げます。

はじめに一点目といたしまして、来年度から予定してございます下水道事業の企業会計移行に伴う水道料金等徴収業務委託につきましてでありますけれども、業務委託の公募公告後、3者から参加表明を受けまして、プレゼンテーション及びヒアリングにより、プロポーザル選定委員会で受託候補者の決定をいたしましたところでございます。

受託候補者は横手市に本社を置く、横手市、仙北市、鹿角市において同種業務の受託実績がある株式会社トータルオフィスマネジメントという法人であります。来年4月からの業務開始に向け準備が進められておりますが、お客様へのよりきめ細やかなサービスの提供が期待されるところであります。

また、宇津台浄水場更新工事の進捗度についてでございますけれども、8月末現在で18%でございます。7月、8月の大雨による影響があるようで、予定より若干遅れている状況でございます。

さて、今次定例会の委員会に審査をお願いいたします上下水道部及び水道局からの案件は、大雨災害に伴う被災施設の復旧経費の補正で、専決処分に係る単行案及び関連する一般会計、特定環境保全公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、簡易水道事業特別会計の補正予算、並びに簡易水道事業の企業会計移行に伴う補正と、平成28年度上水道事業会計決算の認定についてでございます。

また、被災施設の本復旧に係る特定環境保全公共下水道事業特別会計、簡易水道事業会計の補正を追加の案件として願するものでございます。

詳細につきましては、担当課長がご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認・ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

○委員長（佐藤育男） それでは早速、審査に入ります。

報告第8号、専決処分報告について（平成29年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入額の変更について）を議題といたします。

当局の説明を求めます。五十嵐下水道課長。はい、五十嵐課長。

○下水道課長（五十嵐直樹） 報告第8号、専決処分報告について（平成29年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入額の変更について）ご説明いたします。

去る7月22から23日の梅雨前線降雨で農業集落排水施設が被災して、応急対応の経費と災害復旧事業の事前着工に伴う経費として専決させていただきました予算のうち、一般財源分の繰り入れをお願いするものでございます。

資料No.1の議案書3ページをお願いいたします。

平成29年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を専決処分することに合わせまして、地方自治法第179条第1項の規定により、同特別会計に一般会計から繰り入れる事業資金の上限額を、8億9,376万8千円以内から8億9,984万円以内に607万2千円増額に変更することについて専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により報告いたします。

以上、報告第8号、専決処分報告（平成29年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入額の変更について）ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございました。

当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○○委員長（佐藤育男） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、本件は承認すべきものと決しました。

○委員長（佐藤育男） 次に報告第9号、専決処分報告について（平成29年度大仙市一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

なお、所管関係課の内容を一括説明いただき、まとめて質疑、討論、採決を行い

たいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

当局の説明を求めます。はじめに今道路河川課長。はい、今課長。

○道路河川課長（今 和則） それでは報告第9号、専決処分報告（平成29年度大仙市一般会計補正予算（第4号））のうち、道路河川課所管分について、ご説明申し上げます。

資料No.3、平成29年度補正予算書〔8月専決〕の14ページと、資料No.3-1、事業説明書の9ページ及び10ページを併せてお開き願います。

11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目10事業道路橋りょう復旧事業費（単独分）は2億9,100万円の補正をお願いするものであり、補正後の額を2億9,560万5千円とするものであります。

このたびの補正につきましては、平成29年7月22日からの大雨により被災した市道の災害箇所への緊急対応及び二次災害の防止措置を速やかに行い、市民の安全な交通網の確保を目的として補正をお願いするものでございます。

財源といたしましては、市債として道路橋りょう災害復旧事業債1億5,570万円を充当しております。

事業の内容は、各地域にそれぞれ、建設機械重機の使用料及び原材料費により、被災箇所への緊急対応及び二次災害の防止措置を実施するとともに、災害復旧箇所の測量設計業務委託料を計上して、災害査定に向けた対応を実施するものでございます。

次に2目10事業河川災害復旧事業費（単独分）は1億2,160万円の補正をお願いするものであり、補正後の額を1億2,350万円とするものであります。

財源の内訳としましては、市債として河川災害復旧事業債7,030万円を充当しております。

事業の内容は、各地域にそれぞれ、建設機械重機の使用料及び原材料費により、災害復旧箇所の緊急対応及び二次災害の防止措置を実施するとともに、災害復旧箇所の測量設計業務委託料を計上して、災害査定に向けた対応を実施するものでございます。

A3版の資料、道路-1の1ページには道路及び河川のそれぞれの被災件数、それから内訳の一覧表と、2ページから8ページには各地域ごとの被災箇所の位置図と主な箇所の被災状況写真を掲載しておりますので、後ほどご参照いただきますようお願いいたします。

以上、報告第9号、専決処分報告（平成29年度大仙市一般会計補正予算（第4

号)) のうち、道路河川課所管分についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、どうもありがとうございました。

次に中村都市管理課長。はい、中村課長。

○都市管理課長（中村 強） それでは続きまして報告第9号、専決処分報告について（平成29年度大仙市一般会計補正予算（第4号））の都市管理課所管分について、ご説明申し上げます。

資料No.3、大仙市補正予算8ページ及び14ページ、資料No.3-1、主な事業説明書では11ページとなります。

それでは、資料No.3-1、事業説明書でご説明申し上げます。11ページをご覧下さい。なお、お配りしているA3横判の都市-1の1ページから5ページにかけて位置図と写真を添付してございますので、併せてご覧下さい。よろしいでしょうか。

11款1項3目10事業公園施設災害復旧事業費（単独分）についてでございます。補正額合計979万3千円のうち、財源内訳として公園施設災害復旧事業債820万円を充当しております。

平成29年7月22日からの大雨により被災した公園施設について、早急に復旧を行い、公園利用者及び近隣住民の安全・安心を確保することを目的とするものであります。

4. 事業の概要についてご説明申し上げます。大曲地域でございます。雄物川河川運動公園、水辺の楽校、内大友市民協働自然観察公園の3カ所で水道施設破損等合わせて31万5千円。神岡地域、中川原コミュニティ公園でございます。縁石ブロック破損等ほか5カ所、合わせて42万4千円。西仙北地域、大佐沢公園、遊歩道法面崩落による災害復旧事業費に係る測量設計委託費222万1千円、同じく倒壊した倉庫の解体撤去費等ほか2カ所、合わせまして413万円でございます。協和地域、上淀川農村公園、県河川の脇でございますけれども法面崩落、米ヶ森公園、園内歩道・側溝、土砂堆積ほか1カ所、合わせて167万5千円。南外地域、南外不動の滝公園、災害復旧事業に係る測量設計委託費324万9千円。以上5地域、8公園、合わせて979万3千円でございます。

以上、都市管理課所管分の8月専決補正予算、公園施設災害復旧事業（単独分）につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

次に讃岐建築住宅課長。はい、讃岐課長。

○建築住宅課長（讃岐敬司） 引続きまして報告第9号、専決処分報告について（平成29年度大仙市一般会計補正予算（第4号））のうち、建築住宅課所管分についてご説明いたします。

資料No.3の大仙市補正予算書12ページをお開き願います。説明の方は、資料No.3-1の事業説明書8ページによりご説明いたします。それではよろしいですか。

8款4項1目22事業住宅リフォーム支援事業（大雨災害分）につきまして、1億1,550万円を補正するものです。

このたびの補正は、去る7月22日からの大雨災害で、被害を受けた自らが居住する住宅の復旧に対し経済的な支援をすることにより、円滑な復旧に資することを目的としており、通常のリフォーム支援事業とは切り離して、新規事業分として補正するものです。財源は一般財源であります。

補正額の内訳につきましては、床上浸水件数295件に交付額を30万円を乗じて得た額8,850万円に、床下浸水件数の約半数270件に交付額10万円を乗じて得た額2,700万円を加えまして、1億1,550万円を計上しております。

事業説明書の中段4のところの改善のところに記載しておりますが、災害復旧工事の概要は、補助率20%で補助上限額は30万円としております。災害復旧に要した費用が5万円以上の工事で、施工前に限らず、施工中、施工後の工事でも対象とします。申請の期限は平成29年10月31日までとし、申請には罹災証明書を添付していただくことになります。

また、施工業者は市内の業者に限らないこととし、過去に住宅リフォーム支援事業を利用された方でも、過去の申請状況に関わらず30万円を限度として支援します。対象工事は災害復旧に係る工事であればほとんどが対象となり、畳を新しくするのも対象とします。ただし、冷蔵庫やテレビなどの備品は対象となりません。

最後になりましたけれども、事業説明書の方には記載しておりませんが、昨夜の段階で大雨災害分の実績は79件で、1,579万円の補助金を交付決定しております。

以上、報告第9号、専決処分報告について（平成29年度大仙市一般会計補正予算（第4号））のうち、建築住宅課所管分につきましてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございました。

次に五十嵐下水道課長。はい、五十嵐課長。

○下水道課長（五十嵐直樹） 引き続きまして報告第9号、専決処分報告のうち、下水道課所管分につきまして、ご説明申し上げます。

資料No.3、補正予算書の[8月専決]の10ページをお願いいたします。

6款2項5目90事業農業集落排水事業特別会計繰出金ですが、災害復旧事業費の一般財源分として、先ほど繰り入れの承認をいただきました607万2千円の増額補正でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございました。

当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いをいたします。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい、なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、本件は承認すべきものと決しました。

○委員長（佐藤育男） 次に報告第10号、専決処分報告について（平成29年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号））及び報告第11号、専決処分報告について（平成29年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号））の2件は下水道課が所管し、大雨災害により被災した下水道施設の復旧工事に関するもので関連がありますので、会議規則第96条の規定により一括議題としますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、本2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。五十嵐下水道課長。はい、五十嵐課長。

○下水道課長（五十嵐直樹） 報告第10号、報告第11号の2件につきまして、一括してご説明申し上げます。

資料No.3、補正予算書[8月専決]の19ページをお願いいたします。

平成29年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明いたします。

今回の専決ですが、去る7月22日から23日の梅雨前線降雨により浸水した施設の災害復旧事業の委託費と修繕費の補正をお願いするもので、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億2,175万8千円とするものでございます。

資料No.3-1、平成29年度9月補正[8月専決]の主な事業の説明書の12ページと資料、下水-1の1ページをお願いいたします。

事業の説明書の4番、事業概要について説明いたします。

梅雨前線降雨により被災しました協和中央浄化センターの設計委託費250万円と、南外地域の落合中継ポンプ操作盤修繕費50万円、合わせて300万円の補正でございませう。

資料の下水-1の1ページに協和中央浄化センターの平面図と浸水状況を載せてございませう。左側の写真ですが返送汚泥ポンプでございませう。右側は濃縮汚泥ポンプとポンプ操作盤を載せてございませう。浸水ですけれども敷地内で48cm、汚泥ポンプ棟地下室は100cm確認してございませう。

資料、下水-1の3ページをお願いいたします。復旧作業に向けたスケジュールを載せてございませう。特定環境保全公共下水道事業の復旧は委託業務を8月15日に契約しまして、契約期間は8月16日から11月30日までとしてございませう。本工事と工事監理委託の発注については、12月上旬を予定してございませう。

続きまして報告第11号についてご説明いたします。資料No.3、補正予算書[8月専決]の29ページをお願いいたします。

平成29年度大仙市特農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の専決は、去る7月22日から23日の梅雨前線降雨によりまして浸水した施設の災害復旧事業の事前着工に係る経費と、停電により施設が稼働停止したため、汚水運搬処理等応急対策の補正をお願いするもので、歳入歳出予算総額にそれぞれ9,507万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,875万5千円とするものでございませう。

資料№.3-1の9月補正[8月専決]の事業説明書の13ページ、資料は下水-1の2ページをお願いいたします。

事業説明書の4番の事業概要について説明いたします。

西仙北地域は単独分の応急復旧対策経費としまして、川里農業集落排水処理場の汚水収集運搬122万5千円、それと機器点検等復旧作業費25万円、合わせて147万5千円でございます。

協和地域は単独分応急復旧対策経費として、峰吉川地区農業集落排水処理場の汚水収集運搬費257万円、機器点検等復旧作業費82万7千円など、合わせまして457万8千円でございます。補助分として峰吉川・白岩地区の農業集落排水処理場、中継ポンプ7カ所の災害復旧事業費として、査定設計経費として1,001万9千円、応急本工事費として7,900万円で、合わせて8,901万9千円でございます。

資料、下水-1の2ページをお願いいたします。

協和地域の被災箇所を載せてございます。左側の写真は上の方から、白岩処理場の敷地内で205cmの水位を確認したものです。1階部分の中については77cmでございました。その下が下淀川・川口・小種地区のマンホールポンプ制御盤の水位を示したものでございます。順に下淀川が218cm、川口が210cm、小種が192cmでございます。右側の写真は上段から峰吉川処理場の浸水状況、7月24日の9時に撮影したものでございます。その下が処理場の敷地内で、208cm水位を確認したものでございます。1階の浸水は102cmでございました。その下が1階部分の浸水が引いた状況でございます。その下が旧峰吉川小学校グラウンドの中にあります制御盤で、水位が192cmでございました。

資料の3ページをお願いいたします。

復旧に向けたスケジュールを載せてございます。農業集落排水事業の復旧ですが、委託業務を8月15日に契約し、契約期間は8月16日から30年3月30日としてございます。本工事の発注は9月下旬で、完成は12月下旬の予定をしております。スケジュールの下段に災害関連農村生活環境施設復旧事業の制度を記載してございます。災害復旧工事は災害査定が終了して、農林水産大臣から事業決定通知を受けた後の着工することを原則としておりますけれども、止むを得ない理由により査定前に着工する必要がある箇所については、事業主体は着工前に都道府県及び地方農政局に協議し、承諾を得た場合は指示に従って着工しても差し支えがないということから、道路や河川は応急仮工事で行いますけれども、処理場については応

急仮工事ができないため、この制度で復旧することになります。

以上、報告第10号、専決処分報告（平成29年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号））について、報告第11号、専決処分報告（平成29年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号））に2件につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、どうもありがとうございました。

当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。本2件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、本2件は承認すべきものと決しました。

○委員長（佐藤育男） 次に報告第12号、専決処分報告について（平成29年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第1号））を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐々木上水道課長。はい、佐々木課長。

○上水道課長（佐々木廣美） それでは報告第12号、専決第9号（平成29年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第1号））につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の資料No.3の大仙市補正予算[8月専決]の39ページお願いいたします。

併せまして資料No.3-1、主な事業の説明書の15ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、7月22日から翌23日までの大雨により被災した簡易水道施設に係る応急対策費や被災施設復旧経費などについて補正を行ったものでございます。

第2条は収益的支出の補正です。

第1款簡易水道事業費用の第1項営業費用において、神岡・協和地域の管路等被災箇所の応急復旧用資材の購入や、神岡・中仙・協和・南外地域の被災施設及び管路に係る修繕費等の発生により増額補正するものでございます。第1項営業費用を

1,180万4千円増額補正し、合計10億5,231万6千円とし、第1款簡易水道事業費用は計12億5,806万1千円とするものでございます。

第3条は資本的収入と支出の補正です。

収入の第1款資本的収入ですが、第3項企業債は公営企業災害復旧事業債を見込んでおり、2,210万円増額し、計2億230万円とするものです。以上により、資本的収入は計4億4,179万3千円とするものでございます。

支出の第1款資本的支出ですが、第1項建設改良費は西仙・協和地域の被災施設復旧工事に係る設計業務委託料による増額補正で、第1項建設改良費を1,191万2千円増額し、合計を2億2,586万6千円とし、第1款資本的支出は7億8,142万円とするものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出に額に対し不足する額3億3,962万7千円は、当年度分損益勘定留保資金3億2,293万3千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,669万7千円で補てんするものでございます。

以上、報告第12号、専決第9号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、どうもありがとうございました。

当局の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 報告8号から報告12号まで進みましたが、今回の災害につきまして各支所の方々、本庁並びに建設部、上下水道部の職員の方々には大変ご難儀をかけまして、委員会としても大変ご難儀かけたということを申し上げておかなければならないと思っております。本当に各支所通じまして、皆さんに大変ご難儀かけましたことを深く感謝申し上げたいと思います。

で、一点だけでございますけれども、報告12号の簡水について、留保財源3億うんぬん出したことなんだけれども、これ出したほかにまだ持ってるか。3億6千万だが出したすべ、専決で。報告だからまずいいんだでも、かなり余裕あるか。

○上下水道部長・水道局長（高階 仁） いや、合わせて…、よろしいですか。

○委員長（佐藤育男） はい、高階部長

○上下水道部長・水道局長（高階 仁） 前の、当初予算の3億数千万と合わせて、合わせて組むものでありますので。

○委員（本間輝男） 今の留保財源なんぼ崩した。まず、いいんだでどもよ。だって億単位ではねえすべ。

- 上下須藤部長・水道局長（高階 仁） もちろん。
- 上水道課長（佐々木廣美） 違うと思います。
- 委員（本間輝男） んだべ。だから、当初予算がこんけで、今崩したのが例えば3千万だと。んで、合わせて…
- 上下水道部長・水道局長（高階 仁） 合わせて。
- 委員（本間輝男） んだすべ。いい、わかった。いいす。答弁いいす。
- 委員長（佐藤育男） はい、ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（佐藤育男） なければ、質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（佐藤育男） 討論なしと認めます。
これより採決をいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、本件は承認すべきものと決しました。
（「委員長、休憩」と呼ぶ者あり）
- 委員長（佐藤育男） はい、それでは暫時休憩いたします。それでは10分休憩いたします。

（ 午前11時18分 休 憩 ）

（ 午前11時22分 再 開 ）

- 委員長（佐藤育男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
次に議案第116号、大仙市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
当局の説明を求めます。讃岐建築住宅課長。はい、讃岐課長。
- 建築住宅課長（讃岐敬司） それでは議案第116号、大仙市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明いたします。
資料No.1の議案書では17ページをお開き願います。説明の方はA3判で右上に「建住」と記載した資料によりご説明いたします。よろしいですか。

まず、本条例の制定理由であります。公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）及び公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）の一部が改正されたことに伴い、同政省令の規定を引用している当市の関係条例において、引用条ずれの整理に伴う所要の改正を行う条例を制定するものであります。

一部を改正する条例は、①として大仙市営住宅条例で、本条例の第1条に規定しております。②として大仙市特定公共賃貸住宅条例で、本条例の第2条に規定しており、③として大仙市大曲駅前第二地区都市再生住宅条例で、本条例の第3条に規定しております。全部で3件の条例改正でございます。

改正の内容につきましては、各条例の新旧対照表でご説明いたします。

まず、大仙市営住宅条例第12条、これは同居の承認についての規定であります。その承認要件が省令第10条に規定されておりましたが、改正後は第11条に規定されました。当市の市営住宅条例におきましても、これを改めるものです。

次に同条例第13条、これは入居の承継についての規定であります。この承継要件が省令第11条に規定されておりましたが、改正後は第12条に規定されたので、これを改めるものです。

次に同条例第15条、これは収入申告についての規定であります。その申告方法等が省令第8条に規定されておりましたが、改正後は第7条に規定されたので、これを改めるものです。

次に同条例第33条、第34条、これらは市営住宅の建替え又は用途廃止に係る新たに入居する際の家賃の特例についての規定であります。その特例、すなわち減額基準が公営住宅法施行令第11に規定されておりましたが、改正後は第12条に規定されたので、これを改めるものです。

2ページをお開き願います。

大仙市特定公共賃貸住宅条例についてであります。これにつきましても同様に、同条例第11条中、公営住宅法施行規則第10条第2項を同規則第11条第2項に、同条例第12条中、公営住宅法施行規則第11条第2項を同規則第12条第2項に、同条例第14条中、公営住宅法施行規則第8条を同規則第7条に改めるものです。

最後になりましたが、大仙市大曲駅前第二地区都市再生住宅条例についてであります。これにつきましても同様に同条例第9条中、公営住宅法施行規則第11条を同規則第12条に改めるものです。

施行期日は公布の日からとなります。

以上、議案第116号、大仙市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（佐藤育男） 次に議案第118号、平成29年度大仙市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。今道路河川課長。はい、今課長。

○道路河川課長（今 和則） それでは議案第118号、平成29年度大仙市一般会計補正予算（第5号）のうち、道路河川課所管分について、ご説明申し上げます。

資料No.4、平成29年度補正予算書〔9月補正①〕の14ページと、資料No.4-1、事業説明書の9ページを併せてお開き願います。

8款2項1目18事業道路台帳管理費は1,263万6千円の補正をお願いするものであり、補正後の額を1,488万8千円とするものであります。

このたびの補正につきましては、毎年度実施している道路台帳データの補正を実施することにより、適切な道路維持管理を行うことを目的として、補正をお願いするものであります。

補正の延長は1万9,092mで、認定分として5,924m、変更分として1万807m、廃止分として2,360mを予定しております。

以上、議案第118号、平成29年度大仙市一般会計補正予算（第5号）のうち、道路河川課所管分についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございました。

当局の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい、なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（佐藤育男） 次に議案第120号、平成29年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐々木上水道課長。はい、佐々木課長。

○上水道課長（佐々木廣美） それでは議案第120号、平成29年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の資料No.4の大仙市補正予算[9月補正①]の25ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、簡易水道事業が平成29年度より公営企業会計を適用することに伴い、平成29年3月31日付で平成28年度簡易水道事業特別会計の打切決算により確定した未収金及び未払金の補正をお願いするものでございます。

第2条は特例的収入及び支出の補正です。

大仙市簡易水道事業会計予算第4条の2に定めた特例的収入及び支出の予定額を、特例的収入については4,125万7千円増額補正し、計6,726万4千円とし、特例的支出については837万5千円減額補正し、計359万3千円とするものでございます。

特例的収入における差異の主なものといたしまして、滞納として未収金となった水道使用料が2,378万3,045円、消費税の還付金としての雑入1,729万855円となっております。

特定の支出における差異の主なものといたしまして、電気料の約490万円、委託料の260万円となっております。いずれも請求が予想よりも早かったため、平成29年3月31日までに支払うことができたため、未払金として計上する必要がなくなり減額となっております。

以上、議案第120号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい、なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（佐藤育男） 次に議案第123号、平成29年度大仙市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

なお、所管関係課の内容を一括説明いただき、まとめて質疑、討論、採決を行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

当局の説明を求めます。はじめに、今道路河川課長。はい、今課長

○道路河川課長（今 和則） それでは議案第123号、平成29年度大仙市一般会計補正予算（第6号）のうち、道路河川課所管分について、ご説明申し上げます。

資料はNo.6の平成29年度補正予算書[9月補正②]の12ページと、資料No.6-1、事業説明書の10ページ、それからA3判の資料、道路-2の水害対策費の位

置図を併せてお開き願います。

9款消防費、1項4目水防費、11事業水害対策費は392万1千円の補正をお願いするものであり、補正後の額を780万8千円とするものであります。

このたびの補正は、7月22日から23日の豪雨により浸水被害が発生した大曲市街地について、浸水被害の大きかった大曲丸の内町、大曲丸子町及び大曲大町の3カ所の内水排除の揚水機施設について、ポンプ能力の増強を図るため、揚水機の増設設計業務と増設する揚水機施設の用地取得のために、用地測量業務を実施するものでございます。ポンプの増設工事は来年6月までに完成を目指し、12月定例会において、用地取得費と工事請負費の補正予算を上程したいと考えております。

なお、大曲地域以外の浸水被害対策につきましても、雄物川に係る内水排除のために、神岡地域の後川樋門と南外地域の西板戸及び木直樋門について、順次ポンプの増設・増強を検討してまいりたいと考えております。

次に資料No.6、平成29年度補正予算書[9月補正②]の13ページと、資料No.6-1、事業説明書の11ページを併せてお開き願います。

11款災害復旧費、1項1目11事業道路橋りょう復旧事業費（補助分）は10億6,010万円の補正をお願いするものであり、補正後の額を10億7,486万1千円とするものであります。

財源といたしましては、国庫支出金として道路橋りょう災害復旧費負担金7億708万6千円、市債として河川災害復旧事業債3億5,300万円を充当しております。

この補正につきましては、平成29年7月22日からの梅雨前線豪雨及び8月24日からの大雨により被災した市道及び橋梁の災害箇所について、国庫負担金の対象となる公共土木災害復旧事業により速やかに復旧工事を行い、市民の安全な交通網の確保を目的として補正をお願いするものであります。

事業の内容は、10月に予定されている国の災害査定の結果を踏まえ、今回の補正で措置する工事請負費等により速やかに災害復旧に着手し、被災箇所の早期の復旧を図るものでございます。

各地域の災害復旧事業の申請件数は、西仙北地域が落橋による橋梁架設1カ所、道路の地滑り1カ所、協和地域が落橋による橋梁架設1カ所、道路の地滑り等が42カ所、南外地域が20カ所、太田地域が1カ所の合計66カ所となっております。

次に2目河川災害復旧事業費、1事業河川災害復旧事業費（補助分）は3億8,640万円の補正をお願いするものであり、補正後の額を3億8,640万円とする

ものであります。

財源内訳といたしましては、国庫支出金として河川災害復旧費負担金 2 億 5,772 万 8 千円、市債として河川災害復旧事業債 1 億 2,860 万円を充当しております。

この補正は、7 月 22 日からの梅雨前線豪雨及び 8 月 24 日からの大雨により被災した市管理河川の災害箇所について、国庫負担金の対象となる公共土木災害復旧事業により速やかに復旧工事を行い、市民の安全な交通網の確保を目的として補正をお願いするものでございます。

事業の内容は、10 月に予定している災害査定の結果を踏まえ、今回の補正で措置する工事費により速やかに災害復旧に着手し、被災箇所の早期復旧を図るものでございます。

各地域の災害復旧事業による申請件数は、西仙北地域が 2 カ所、協和地域が 21 カ所、南外地域が 11 カ所の合計 34 カ所としております。

A3 判資料の道路-2 に、道路橋りょう災害復旧事業費補助分と河川災害復旧事業費補助分の一覧表、それから地域別の被災箇所の位置図、それから被災箇所の写真等を添付しておりますので、後ほどご参照いただきますようお願いいたします。

以上、議案第 123 号、平成 29 年度大仙市一般会計補正予算（第 6 号）のうち、道路河川課所管分についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

次に、中村都市管理課長。はい、中村課長

○都市管理課長（中村 強） 続きまして議案第 123 号、平成 29 年度大仙市一般会計補正予算（第 6 号）の都市管理課所管分について、ご説明申し上げます。

資料 No. 6、大仙市補正予算 8 ページ及び 13 ページ、資料 No. 6-1、事業説明書では 13 ページとなります。

それでは資料 No. 6-1、事業説明書でご説明申し上げますので 13 ページをご覧ください。なお、先ほどの A3 判横、都市-1 の 3 ページに位置図と写真も添付してございますので併せてお願いいたします。よろしいでしょうか。

11 款 1 項 3 目 11 事業公園施設災害復旧事業費（補助分）についてでございます。補正額は 1,001 万 2 千円、そのうち財源内訳として国庫支出金 500 万 6 千円及び公園施設災害復旧事業債 500 万円を充当してございます。

平成 29 年 7 月 22 日からの大雨により被災した公園施設について早急に復旧を行い、公園利用者及び近隣住民の安全・安心を確保する事を目的とするものでござ

います。

4. 事業の概要についてご説明申し上げます。

西仙北地域、大佐沢公園の遊歩道法面崩落による災害復旧事業でございます。復旧内容といたしましては、プレキャスト法枠による法面工130㎡、園路工延長65m、土砂撤去200㎡の工事費1,001万2千円でございます。

以上、都市管理課所管分の一般会計補正予算（第6号）、公園施設災害復旧事業（補助分）につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 今回の予算で、西仙北地域の落橋による橋桁被害と、協和の滝の前橋の落橋によるものが大半だと思うんだけど、これ66カ所積算したということは、たいへんな時間と残業、残業で、たいへんな労力いったと思います。本当にご苦労さんでした。それはそれとしていいんだけど、今回委託料が2,700万ぐらい上がってるんだけど、工事費が10億なんだけど、これ全体的に土木として、橋梁も含めて、全体としてどれぐらいの被害として見込んでるすか。と言うことは、ある程度あんた方で積算ぶってあるすべ。はっきり言って。だから委託することだと思うんだけど、全体の、建設部としての被害額というのはどのぐらい見てるすか。と言うのは、激甚指定ということで国に申請するすべ、9月の26日に。

（「これから激甚指定になる。まだ、なってない。」と呼ぶ者あり）

○委員（本間輝男） まだ、なってないけれども、その準備してることだすべ。

（「激甚にならない」と呼ぶ者あり）

○委員（本間輝男） んだべ。まず激甚までいかないとしても。

（「激甚にはならないと思います。」と呼ぶ者あり）

○委員（本間輝男） んだとしても、ただ全体としてよ、建設部としてはどのぐらいの被害を想定してるのかなと。

（雑談あり）

○委員（本間輝男） いや、概算でいいですよ。例えば10億なら10億ぐらいは見てると。道路と橋梁で合わせて10億なら10億ぐらいは見込んでると。

○委員長（佐藤育男） 暫時休憩いたします。

(午前 11 時 44 分 休 憩)

(午前 11 時 44 分 再 開)

- 委員長（佐藤育男） 再開いたします。古屋部長。
- 建設部長（古屋利彦） 合わせまして、約 13 億という数字を出しております。
- 委員（本間輝男） もう一つ。
- 委員長（佐藤育男） はい、本間委員。
- 委員（本間輝男） その 13 億いいんだけど、この橋の発注に関しては、いつごろ発注するすか。
- 委員長（佐藤育男） はい、今課長。
- 道路河川課長（今 和則） 10 月に災害査定があります。それを受けて決定した後、早期に発注したいと考えておりますけれども、繰り越しというかたちで、遅くとも 3 年以内には復旧する見込みでございます。
- 委員長（佐藤育男） はい、本間委員。
- 委員（本間輝男） 協和のとことか西仙なんてなば、3 年なんて待ってられねんでねえ。はっきり言って、生活道路だ、あれ。だとすれば、繰越明許も大事けれども、早く早く仕上げねば、あれ住民の方々大変だよ、あれ。そこら辺考えてはいたと思うけども、回答お願いします。
- 委員長（佐藤育男） はい、今課長。
- 道路河川課長（今 和則） 橋梁については生活に密接するところがありますので、早急に復旧するように努めてまいりたいと思います。
- 委員（本間輝男） 以上。頑張ってください。
- 委員長（佐藤育男） はい、小松副委員長。
- 副委員長（小松栄治） この間からお願いしたいことあったんだけど、加賀戸橋の通行止めの表示、どうかひとつ、きちっと表示していただいて、「いつころまで通行止めだ」という表示と併せて、迂回路の看板も立ててもらわなければ、あっこあたりの住民ばしじゃなく、いろんな郵便局だ、して配達から来るもんだから、そのあたりを併せながら、ひとつ早急に看板立ててもらえればなあと思いますので、よろしく願いいたします。田村さん、よろしく。この前も話したけどもな。以上です。
- 委員長（佐藤育男） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) はい、なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(佐藤育男) 次に議案第124号、平成29年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。五十嵐下水道課長。はい、五十嵐課長。

○下水道課長(五十嵐直樹) 議案第124号、平成29年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、ご説明申し上げます。

資料No.6、補正予算書の17ページをお願いします。

今回の補正は、7月22日から23日の梅雨前線降雨により浸水しました施設の災害復旧事業の工事費及び工事監理業務委託の補正をお願いするもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,490万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億4,665万8千円とするものでございます。

資料No.6-1、平成29年度[9月補正②]の主な事業の説明書の14ページと、資料は下水-1の2ページをお願いいたします。

梅雨前線降雨により被災しました協和中央浄化センター汚泥棟内の電気機械設備復旧工事費2,040万円と工事監理委託費450万円、合わせて2,490万円でございます。

以上、議案第124号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(佐藤育男) はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐藤育男） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（佐藤育男） 次に議案第125号、平成29年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐々木上水道課長。はい、佐々木課長。

○上水道課長（佐々木廣美） 議案第125号、平成29年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の資料No.6の大仙市補正予算[9月補正②]の27ページをお願いいたします。併せまして資料No.6-1、事業説明書の17ページ及び上水-1、建設水道常任委員会資料をご覧ください。

今回の補正につきましては、7月及び8月の大雨により被災した簡易水道施設に係る被災施設復旧経費などについて補正を行ったものでございます。

第2条は収益的支出の補正でございます。

第1款簡易水道事業費用、第1項営業費用において、中仙・協和地域の被災管路に係る修繕費等の発生により、増額補正するものでございます。第2項営業費用を457万1千円増額補正し、計10億5,688万7千円とし、第1款簡易水道事業費用は計12億6,263万2千円とするものでございます。

第3条は資本的収入と支出の補正でございます。

収入の第1款資本的収入ですが、第3項企業債は公営企業災害復旧事業債を見込んでございます。5,940万円増額し、計2億6,170万円とするものでございます。第6項国庫補助金は簡易水道施設災害復旧費補助金を見込んでおり、1,753万3千円増額計上するものです。以上により、資本的収入は計5億1,872万6千円とするものです。

支出の第1款資本的支出ですが、第1項建設改良費は協和地域の被災施設復旧工

事に係る設計業務委託料及び西仙北・協和地域の被災施設復旧工事費による増額補正で、第1項建設改良費を7,727万9千円増額し、合計を3億314万5千円とし、第1款資本的支出は8億5,869万9千円とするものです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億3,997万3千円は、当年度分損益勘定留保資金3億1,755万5千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,241万8千円で補てんするものです。

以上、議案第125号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい、なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第122号…、

（「委員長、休憩したらいかがですか。」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） ありがとうございます。決算の前にやめようと思ってました。すいません。どうか決算、以降は決算を残すのみとなりますので、ここでまず暫時休憩したいと思います。昼食のために休憩したいと思います。再開は1時といたします。

（ 午前11時53分 休 憩 ）

（ 午後1時00分 再 開 ）

○委員長（佐藤育男） それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に議案第122号、平成28年度大仙市上水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

決算の審査にあたっては、予算が適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、事務事業の執行が法令及び条例等に基づき適正に処理されているかどうかなどにつき、監査委員の審査意見書等を参考に審査したいと思います。

それでは当局の説明を求めます。佐々木上水道課長。はい、佐々木課長。

○上水道課長（佐々木廣美） 平成28年度大仙市上水道事業会計決算の認定につきまして、ご説明申し上げます。

議案第122号、平成28年度大仙市上水道事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別添、監査委員の意見を附して議会の認定をお願いするものでございます。

それでは資料No.5、平成28年度大仙市公営企業会計決算書の後段になりますが、大仙市上水道事業会計決算書をご覧願います。

はじめに平成28年度事業の概要から説明させていただきます。決算書14ページの平成28年度大仙市上水道事業報告書をご覧願います。

1. 概況の（1）総括事項、ア. 給水状況ですが、年度末の給水状況は、給水戸数が対前年度比で240戸増の1万4,456戸、給水人口は対前年度比で403人減の3万2,614人となっており、計画給水人口3万3,517人に対する普及率は97.3%となっております。

年間総配水量及び総有収水量ですが、新規住宅、アパートなどが増加したことや漏水等の影響により、総配水量は対前年度比で5万901m³増の422万9,626m³、一方で、社会情勢の変化や節水傾向が進んでいることなどから、総有収水量は対前年度比で2万4,723m³減の371万3,623m³となっております。有収率は対前年度比1.66ポイント減の87.80%となっております。

また、1日平均配水量は1万1,588m³、1日最大配水量は大曲の花火競技大会当日の8月27日、1万5,254m³となっております。

それでは平成28年度大仙市上水道事業の決算について、ご説明いたします。

決算書の2ページ、3ページでございます。

収益的収入及び支出の収入第1款上水道事業収益は、決算額が8億7,721万5千円で、予算額に対し482万1千円の減となっております。

以下、千円未満は省略させていただきます。

内訳ですが、第1項営業収益は決算額が8億2,129万2千円で、主な収入は水道料金の8億1,080万7千円となっております。第2項営業外収益は決算額が5,592万2千円で、主な収入は長期前受金戻入の5,399万8千円等でございます。第3項特別利益は存置項目で、決算額が0円でございます。

次に支出第1款上水道事業費用は補正後の予算額7億7,092万4千円に対し、決算額は7億268万5千円で、不用額が6,823万9千円となっております。

内訳ですが、第1項営業費用は決算額が6億1,900万3千円で、主な支出といたしまして原水及び浄水費、配水及び給水費、業務及び総係費、減価償却費、資産減耗費がでございます。第2項営業外費用は決算額が8,334万5千円で、主な支出として企業債支払利息、消費税がでございます。第3項特別損失は決算額が33万7千円で、主な支出として時効完成分水道料金不納欠損額等でございます。第4項予備費の支出はございませんでした。

次に4ページ、5ページの資本的収入及び支出ですが、収入第1款資本的収入は決算額が4,853万4千円で、予算額に対し238万2千円の増となっております。

内訳といたしまして、第4項補償金は決算額が4,338万2千円で、これは藤木上橋架替事業に伴う秋田県からの補償金でございます。第5項出資金は決算額が515万2千円で、これは仙北南地区の元金償還分に係る基準内繰出金でございます。

次に支出、第1款資本的支出は決算額が3億1,359万8千円で、不用額が2,179万4千円となっております。

内訳といたしまして、第1項建設改良費は決算額が1億7,830万1千円で、主な支出は委託料、工事請負費9件、営業設備費等がでございます。第2項企業債償還金は決算額が1億3,529万7千円です。

欄外に記載してございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億6,506万4千円は、減債積立金1億円、建設改良積立金5千万円、過年度分損益勘定留保資金1億511万1千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額995万3千円で補填してございます。

次に7ページ、平成28年度大仙市上水道事業損益計算書です。

1の営業収益ですが、給水収益7億5,074万7千円のほか、その他の営業収益と合わせまして7億6,080万1千円の収益に対し、2の営業費用は原水及び浄水費以下の合計が6億952万5千円となっており、営業利益は1億5,127万6千円であります。3の営業外収益ですが、受取利息のほか合わせて5,579万5千円

の収益に対し、4の営業外費用は支払利息及び企業債取扱諸費の4,287万3千円となっており、1,292万2千円の利益で、経常利益は1億6,419万8千円でございます。5の特別利益はなく、6の特別損失、過年度損益修正損33万7千円を経常利益から差し引いた当年度純利益は1億6,386万1千円で、前年度繰越利益剰余金679万5千円を加えた当年度未処分利益剰余金は1億7,065万6千円となっております。

次に、この剰余金の処分につきましてご説明いたします。8ページの下段、大仙市上水道事業剰余金処分計算書でございます。

剰余金を大仙市水道事業の剰余金の処分等に関する条例により処分しようとするもので、当年度未処分利益剰余金1億7,065万6千円を減債積立金に1億円、建設改良積立金に5千万円をそれぞれ処分することとし、翌年度繰越利益剰余金として2,065万6千円を予定するものです。

先ほど、一部分をご説明申し上げましたが、14ページから事業報告書を、23ページから決算附属書類を添付してございます。

なお、A3判、上水ー2、第3回大仙市議会定例会建設水道常任委員会資料の1ページと2ページに、平成27年度との決算の比較表を掲載してございますので、ご参照願います。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） ありませんか。本間委員いいすか。

○委員（本間輝男） いいす。討論でいいです。

○委員長（佐藤育男） 討論ですか。

○委員（本間輝男） うん。

○委員長（佐藤育男） いいですか。

○委員（本間輝男） うん。

○委員長（佐藤育男） はい、わかりました。

なければ質疑を終結いたします。

次に、委員会審査報告書を作成するにあたり、監査委員の決算審査意見書を参考

にして、付すべき意見があれば意見を調整して報告したいと思います。また、意見の調整については休憩して進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) 異議なしと認め、そのように決定します。それでは暫時休憩をいたします。

(午前1時10分 休 憩)

(午後1時18分 再 開)

○委員長(佐藤育男) それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中の意見の中で、企業会計化に向けて、利益はあるものの、企業会計化に向けていろいろ準備して下さいということと、それから、未収金の徴収も鋭意努力して減っているというようなことを、2項目付けさせてもらって、それを審査意見ということで附すということによろしいでしょうか。

○委員(本間輝男) 将来のよ、経営のあり方についても十分精査するように入れねば駄目だ、これ。

○委員長(佐藤育男) その前座の、利益あって、企業会計化に向けてということの中さ、そういうの入れて、含めて書かせてもらいたいと思います。いいすか。

○委員(本間輝男) はい、オーケーです。

○委員長(佐藤育男) いいですか。何か要望あれば。

○上下水道部長・水道局長(高階 仁) いえ。

○委員長(佐藤育男) はい、いいですか。へば、そのように、審査意見ということで、することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) 異議なしと認め、そのように決定いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。本件は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

○委員長（佐藤育男） 次に請願第13号、西仙北地域^{ひとつる}一ト鶴地区の緊急避難路に関する請願を議題といたします。

本件に関して、当局として参考になる意見がありましたら、お願いをいたします。
今道路河川課長。はい、今課長。

○道路河川課長（今 和則） 請願のありました緊急避難路の整備につきまして、意見を述べさせていただきます。

この請願は、7月の豪雨により、一ト鶴地区を通る主要地方道本荘西仙北角館線が冠水したことにより、集落が一時孤立したことを受け、市道一ト鶴線を経由して高台へ向かう一般県道水沢西仙北線に通じる経路を避難経路として確保するために、道路を約120m新設するという要望でございます。

7月の豪雨の浸水状況におきまして、請願の避難経路としている市道一ト鶴線は約1m冠水していることが確認されていることに加え、市道一ト鶴1号線と道路新設要望箇所の接続部の北側斜面は、秋田県の土砂災害特別警戒区域に指定されており、土砂災害の危険性があることから、緊急避難経路とすることは検討を要すると考えます。

一ト鶴地区の緊急避難路としては、秋田県緊急輸送道路ネットワーク計画において第3次防災拠点となる土川小学校へ向かうための主要地方道本荘西仙北角館線が基本であることから、避難路の確保のためには、冠水した主要地方道の嵩上げ等の対策を図るべきと考えられます。このため、主要地方道の嵩上げ等の対策については、毎年実施している秋田県との事業調整会議での議題として要望していくことも方法かと考えます。

しかし、主要地方道の嵩上げについては、ある程度時間を要することから、大仙市地域防災計画、大仙市水防計画、大仙市避難勧告等の判断・伝達マニュアルに定めている浸水時の情報伝達・避難計画等を踏まえ、暫定措置として、請願のあった道路の整備については、土砂災害特別警戒区域の直下の経路を避けたルート設定も含めて検討していく必要があると考えます。以上でございます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

それでは本件に関して、質疑・ご意見のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい、なければ、質疑を終結いたします。

これより採決をいたします。本件は採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。

以上で、請願の審査は終了しました。この際、お諮りいたします。

採択した請願第13号、西仙北地域一ト鶴地区の緊急避難路に関する請願は、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長（佐藤育男） 次に陳情第62号、大曲西中学校の西根・仁応治地区の通学路道路整備に関する陳情書を議題といたします。

本件に関して、当局として参考になる意見がありましたら、お願いをいたします。

今道路河川課長。はい、今課長。

○道路河川課長（今 和則） 陳情のありました通学路の整備につきまして、意見を述べさせていただきます。

この陳情は、大川西根地区から大曲西中学校へ向かう通学路としている市道中沢嶋村線が狭隘な上に急勾配であり、危険な状態なことから、現道とは別に自転車専用道路の新設を要望するものであります。

生徒の登下校時における安全確保の状況につきまして、教育指導課を通じて大曲西中学校の意見を伺ったところ、現在22名が当該道路を通学路として利用しており、その全てが自転車通学と伺っております。中学校としましては、当該道路は交通量も少なく、県警の調査では、過去5年間事故が発生していないことに加え、安全確保のために坂を通行する際は、自転車を降りて歩行することを生徒会で自らルールを作り、徹底していることから、通学路としての利用を継続しているという意見でありました。

また、市教育委員会では通学路の安全確保に関する取り組みとして、通学路安全推進協議会を設置し、学校、地域、関係機関が連携して、事故の未然防止を図るための対策検討及び実施等について指針を示し、毎年、各小中学校から要望のあった通学路危険箇所についての合同の定期点検を行い、PDCAサイクルを実施しているところでありますが、当該道路については、これまでの合同点検においては、危険箇所として点検要望がなかった状況にあります。

大仙市通学路の設定要領においては、歩車道の区分のない道路については、安全確保の措置として、登下校時の特定の時間帯における車両通行禁止等の通行規制の

措置が講じられるように関係機関に要請することが規定されており、この要領に基づき通行規制することも、生徒の事故防止を図るため、当面の措置として検討する必要がありますと考えます。

要望の自転車専用道路の新設につきましては、現道の市道中沢嶋村線は狭隘かつ急勾配であることから、地権者の関係で中止となった現道拡幅計画の再調査と、併せて自転車専用道路の新設について費用対効果等を検証し、さらに通行規制等さまざまな安全確保の方策を含めて検討していく必要があると考えます。以上で終わります。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

それでは本件に関して、質疑・ご意見のある方は、お願いをいたします。はい、高橋委員。

○委員（高橋敏英） 教育委員会との関係なんとなる、教育委員会。あっこさ学校、普段歩がねども、生徒少ねぐなってるべ、ほら。学校自体ねぐなったら意味ねえな。中学校自体ねぐなったら意味ねえべって。今、合併だべった、ほら、学校。統合するななべ。それ何年後にやるかって何も計画聞いてねえ。ちょっと脱線したが。

○委員長（佐藤育男） はい、古屋部長。

○建設部長（古屋利彦） 教育委員会の方からは特に合併計画等は聞いておりません。今の言にもありましたけれども、あらためて今朝確認した要望の自転車専用道路を造るに当たって、いろいろ調査して、費用等を出した上で、先ほどもありましたけれども、費用対効果等をいろいろ考えてみたいと思います。

○委員（高橋敏英） はい、わかりました。

○委員長（佐藤育男） はい、小松副委員長

○副委員長（小松栄治） この自転車道路はオーケーですけども、あれなもんだげ、この人たちの田んぼとか畑等、農作業等々についての、歩行者の人たちのことについて、狭隘な道路だっけすおなし。まずそのあたりはこの道幅は広げるなんてことはねえもんだげ、これ。そんな関係で、自転車道路ばしでなくすよ。そのあたりちょっと聞きてくて。

○委員長（佐藤育男） はい、今課長。

○道路河川課長（今 和則） 先ほども意見で述べさせていただきましたけれども、その現道の拡幅計画を再調査しまして、再度、地権者にあたって、調査して、検討してまいりたいと考えております。

○副委員長（小松栄治） それ大切です。どうか。

○委員長（佐藤育男） はい、ほかにごございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい、なければ、質疑を終結いたします。
これより採決いたします。本件は採択することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい、異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。
以上で、陳情の審査は終了いたしました。この際、お諮りいたします。

採択した陳情第62号、大曲西中学校の西根・仁応治地区^{におうじ}の通学路道路整備に関する陳情書は、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求したいと思
いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長（佐藤育男） 次に、閉会中の所管事務調査に関する件について、お諮りい
たします。

お手元に配付しました案件につきましては、議長に対し、閉会中の所管事務調査
の申し出をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長（佐藤育男） 以上で、当委員会に審査付託となりました事件の審査は全て
終了いたしました。

なお、当委員会の審査報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長にご
一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、そのように決しました。

これで建設水道常任委員会を閉会いたします。

大変どうもご苦勞様でした

午後1時31分 閉 会

大仙市議会委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市議会 建設水道常任委員会委員長 佐藤 育 男